

(別記)

令和5年度熊本地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本地域は、北西部中山間地帯、南・西部水田地帯、南・東部水田地帯、東部畑地帯、北部水田・畑地帯からなり、野菜、米をはじめ畜産、花き、果樹などの豊富な基幹作目を有しており、その中において主食用米生産は全水田面積の約6割を占める。

いずれも、立地的優位性・地域性を活かした特色ある経営が行われているが、近年の厳しい諸情勢に加え、都市化の影響を強く受け、農地、農家戸数、基幹労働力の総体的な減少、兼業化、混住化、高齢化の進行、耕作放棄地の増加など都市近郊農業特有の多くの課題を抱えている。

このため、経営の自立安定と国際社会に対応できる高生産性農業の実現に向け、各種の事業に積極的に取り組むことが必要である。特に新たな時代に応えるため、スマート農業の導入等、都市農業の特性を活かした豊かで活力ある農業の振興を図ることが重要である。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

(1) 適地適作の推進

- ・施設園芸によるトマト・なす・メロン等の栽培が行われており、今後も作付面積の維持・拡大を図る。
- ・麦・大豆について、ブロックローテーションによる計画的な生産に取り組んでおり、今後も作付面積の維持・拡大を図る。

(2) 収益性・付加価値向上への取組

- ・高収益作物への計画的な転換を図るため、地域へ水田農業高収益化推進助成の周知を行い、産地における水田農業の高収益化を推進する。

(3) 生産流通コストの低減

- ・生産性向上のために「強い農業づくり総合支援交付金」や「産地生産基盤パワーアップ事業」等を活用し、施設整備を進めていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

(1) 地域の実情に応じた農地のあり方

- ・近年、農家の高齢化が進んでおり、農家戸数の減少が見られるとともに、不作付地の拡大が進んでいる。水田面積の維持を図るため、生産組合や大規模農業者への集約化、高収益作物への転換を促進しながら、水田耕作面積を維持していく。

(2) 地域におけるブロックローテーション体系の構築

- ・当地域においては、水稻・麦・大豆でブロックローテーションによる計画的な生産に取り組んでいる地区もあり、引き続き地域における話し合い等を通じ、ブロックローテーションの維持・拡大を図っていく。

(3) 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

- ・転作確認や関係機関との情報交換により、長年にわたり水稻の作付のない水田がないか点検する。点検の結果を踏まえ、地域の関係者と調整を行いながら畑地化を図っていく。また、その際には、畑地化促進事業等の補助事業を活用していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

農業者の経営の安定化などの観点から、効率的かつ安定的な経営主体が、市場を通して、多様な消費者ニーズを基点とし、需要に応じた生産に取り組み、売れる米づくりを推進していくことが極めて重要である。

すなわち、これまでの「作ったものを売る」方式から、「需要動向に基づき売れるものを作る」方式への転換を推進していく。

(2) 備蓄米

毎年、主食用米の生産数量が減少する中で、備蓄米への取組は、主食用米生産を通じて、地域における水稻面積の維持・拡大が図られる重要な取組に位置付けられる。

入札資格者となる集出荷業者と連携を図りながら、積極的な取組推進を行う。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

飼料用米の生産拡大にあたっては、国からの水田活用の直接支払交付金及び産地交付金を活用した多収品種の導入推進及び団地化の推進を図り、拡大に努める。

耕畜連携により、わら利用の供給を活用し連携を図る。

イ 米粉用米

主食用米の需要減が見込まれる中、非主食用米の中で需要が見込めるものは現時点では米粉用米であり、主食用米の需要減少への対応として、米粉用米の取組を中心に水稻作付面積を維持していく必要があるため、米粉用米を転作作物の中心作物の一つとして位置づける。

米粉用米の生産拡大にあたっては、産地交付金を活用した多収品種の導入推進を図っていく。

ウ 新市場開拓用米

産地交付金を活用し、地域の実需者のニーズに合わせた推進を行う。

エ WCS 用稲

WCS 用稲については、需要者のニーズに応じた収量や品質を確保するため、適切な栽培管理を徹底し、畜産農家との連携を取り作付面積の拡大を図る。また、耕畜連携により安定的な飼料供給を推進する。

オ 加工用米

主食用米同様、需要者からのニーズに合わせた対応を行い、需要の拡大を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

営農組織等によるブロックローテーションなど、団地化での大規模な経営生産を推進しながら、弾丸暗きよ等排水対策徹底による栽培管理を遵守し、多収・高品質化を目指す。

(5) そば、なたね

産地交付金を活用し、地域の実需者のニーズに合わせた推進を行う。

(6) 地力増進作物

高収益作物等の過作傾向による連作障害の懸念があるため、緑肥作物を作付け鋤き込むことで、連作障害を防ぐとともに、水田における土壌の通気性、透水性、保水性が改善され、湿害対策としても効果が見込まれる取組を支援する。

対象とする地力増進作物は、ソルゴー（ソルガム）、レンゲとする。

(7) 高収益作物

本地域の特色である施設園芸野菜、花き・花木類及びその他の作物等についても更なる生産拡大を図ることで、農業経営の安定化や自給率の向上につながる。

また、米の生産調整への積極的な取組に対して有効であるため、重要な転作作物の一つとして位置づけ、産地交付金を活用しながら振興を図っていく。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和6年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	2634		2600		2550	
備蓄米	26		20		20	
飼料用米	27		30		35	
米粉用米	62		65		70	
新市場開拓用米	0		0		0	
WCS用稲	249		250		255	
加工用米	0		0		0	
麦	467	378	470	380	475	385
大豆	131	5	135	5	140	5
飼料作物	352	270	355	275	360	280
・子実用とうもろこし	0		0		0	
そば	6	4	7	5	7	5
なたね	1		1		1	
地力増進作物	10		15		15	
高収益作物	561		580		600	
・野菜	533		550		570	
・花き・花木	21		22		22	
・果樹	2		3		3	
・その他の高収益作物	4		5		5	
その他						
畑地化						

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標		前年度（実績）	目標値（令和5年度）
1	麦、大豆、そば	大規模経営加算 （基幹）	作付面積（ha）		204.4	245
			大規模経営 による単収 （kg/10a）	麦	261	340
				大豆	117	170
				そば	0	60
2	飼料作物	飼料作物大規模経営加算 （基幹）	作付面積（ha）		17.4	18
			大規模経営による収量 （t/10a）		4	4
3	麦、大豆、飼料作物、そば、なたね	二毛作助成 （二毛作）	二毛作作付面積（ha）		509	510
4	飼料作物、WCS用稲、わら専用稲、飼料用米	資源循環・わら利用の 取組 （基幹・二毛作）	作付面積（ha）		34	120
			実施率（％）		8	42
5	地域振興作物	地域振興作物助成 （基幹）	作付面積（ha）		562	600
6	施設園芸作物	施設園芸助成 （基幹）	作付面積（ha）		388	420
7	米粉用米、飼料用米	新規需要米多収品種支援 （基幹）	作付面積（ha）		65.7	66
			収量（kg/10a）		604	610
8	地力増進作物	地力増進作物助成 （基幹）	作付面積（ha）		0	17

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 熊本県

協議会名: 熊本地域農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	大規模経営加算(基幹)	1	13,000	麦、大豆、そば	基幹作物(表作)の水田作付け分のみ助成。ただし、経営規模(麦・大豆・そばを3ha以上)を算定する際に二毛作(裏作)、畑地も含めて算定を行うことは可とする。
2	飼料作物大規模経営加算(基幹)	1	13,000	飼料作物 ※飼料作物の範囲は別紙のとおり	基幹作物(表作)の水田作付け分のみ助成。ただし、経営規模(飼料作物を3ha以上)を算定する際に二毛作(裏作)、畑地も含めて算定を行うことは可とする。
3	二毛作助成(二毛作)	2	10,000	麦、大豆、飼料作物、そば、なたね ※飼料作物の範囲は別紙のとおり	①主食用米と対象作物、②新規需要米と対象作物、③対象作物同士による二毛作とする。
4	資源循環・わら利用の取組(耕畜連携:基幹)	3	10,000	飼料作物、WCS用稲、わら専用稲、飼料用米 ※飼料作物の範囲は別紙のとおり	耕畜連携の取組を行うものは、連携の相手方となる者との間に、1年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結する。
4	資源循環・わら利用の取組(耕畜連携:二毛作)	4	10,000	飼料作物、WCS用稲、わら専用稲、飼料用米 ※飼料作物の範囲は別紙のとおり	耕畜連携の取組を行うものは、連携の相手方となる者との間に、1年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結する。
5	地域振興作物助成(基幹)	1	9,000	野菜、花き・花木、果樹、その他作物 ※対象作物の範囲は別紙のとおり	通常の肥培管理を実施し、出荷・販売を行っていること(自家利用は不可とする)。
6	施設園芸助成(基幹)	1	3,000	野菜、花き・花木、果樹、その他作物 ※対象作物の範囲は別紙のとおり	助成対象作物は、施設園芸(は種期又は定植期から収穫期まで被覆栽培)により栽培された対象作物とする。
7	新規需要米多収品種支援(基幹)	1	10,000	米粉用米、飼料用米	米粉用米・飼料用米の多収品種を、新規需要米取組計画に基づき生産したほ場とする。
8	地力増進作物助成(基幹)	1	2,000	地力増進作物(基幹) ※ソルゴー(ソルガム)、レンゲ	開花後にすき込みを行い、すき込みを行ったほ場への販売を目的とした高収益作物の作付け及び生産物の出荷・販売を行うこと。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。